

## 議案第7号

### 愛西市青少年問題協議会条例の一部改正について

愛西市青少年問題協議会条例（平成17年愛西市条例第91号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）による地方青少年問題協議会法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第7号

### 愛西市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

愛西市青少年問題協議会条例（平成17年愛西市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、任期は2年とする。

第3条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会長は、市長をもって充てる。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。